

武家名目抄

職名部廿九上

第五十冊

庚

| | | | |
|------|-----|--------|-----|
| 庫 | 文 | 門 | 内 |
| 一五三函 | 六〇冊 | 三六〇九一號 | 和書類 |

| | |
|------|-----------|
| 内閣文庫 | |
| 番號 | 和 36091 |
| 冊數 | 60 (50) |
| 函號 | 153 276 |

共六十

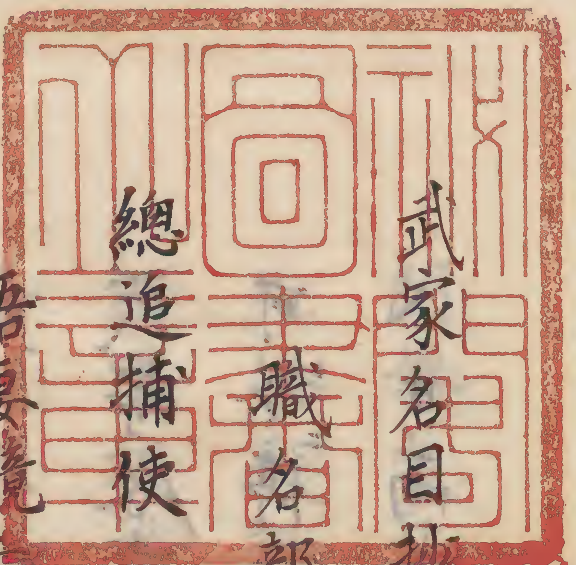


糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

惣追捕使

守護

半國守護 又稱半守護



武家名目抄第五十冊

職名部廿九止

總追捕使

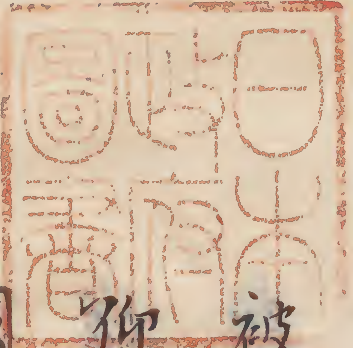
吾妻鏡云元暦元年二月十八日丁酉武衛

被發御使於京都是洛陽警固以下事所被

仰也又播磨美作備前備中備後已上五箇

國景時實平等遣專使可令守護之由云云

按此時景時實平と云箇國の惣追捕使と
ふと云ふた然り命と云ふと云ふ



又云文治元年四月廿六日己卯近年兵革
之間武勇之輩耀私威於諸莊園致盪行歟
依之去年春之比宜令停止之由被下綸旨
訖而關東以實平景時被差定近國惣追捕
使之處於彼兩人者雖存廉直所補置之眼
代等各有猥所行之由漸懷人之訴就之早
可令停止之旨所被成御下文也十一月廿
八日丙午補任諸國平均守護地頭不論權

門勢家莊公可充課兵糧米

改別
五升

之由今夜

北條殿謁申藤經房卿二年三月廿日己卯
諸國被補惣追捕使并地頭内七箇國分北
條殿被拜領畢而深存公平去比上表地頭
職中於時政給七箇國地頭職者各為令遂
勸農候可令辭止之由所令存候也於惣追
捕使者彼凶黨出來候之程且為承成敗可
令守補之由所令存知也七日乙酉北條殿

き初よりこれ多分、船船のり、
中よりとくよよこくに、
知りしとふ、
ふきや、
うしたの大綱を、

松右衛門尉文治元年大に唐元の、
に法一、
中後、
ら進、
物家、
す、

と思ひ、
文、

將軍次第云前右大将源朝臣頼朝卿諸國

惣追捕使職并領之文治元年并領之或建

上洛之時并領云、

按一統建久元年とある誤あり

増統云、
建久乃、

中略、

略、

大略を兼、

と同一と云ふに至るは、
法蘭西のそのは、
地頭職より我家のは、
其の日本國のとり、
長門國守護職次第云、
追捕使 代官土佐、
木四郎左衛門尉高綱

長門國守護職次第云、
土肥次郎實平号惣
追捕使 代官土佐、
木四郎左衛門尉高綱

自大将殿文治二年給之號守護職

曾我物語云、
八幡大神、
其物語、

其物語、
其物語、
其物語、

其物語、
其物語、
其物語、

太平記云、
雲景未元曆、
其物語、

朝ニ武家ヲ被始置則海内、
其物語、

八出來ニケレ中武家雅意ニ任テ天下ヲ
司ルト云トモ王位モ文道モ相殘故ニ關
東如形政道ヲモ理ノ君王ヲモ崇メ奉ル
體ニテ諸國ニ摠追捕使ヲハ置タレトモ
諸司要脚ノ公事正統佛神ノ本主相傳頌
ニハ手ヲ不懸目出カリシニ時代純機宿
報ノ感果アル事ナレハ後醍醐院武家ヲ
亡シ給ニ依テ弥王道衰テ公家悉廢レ

タリ

神皇正統記云建武乙亥秋乃以乃以
時々解類謀叛とナリ一々徳會より忠
義と成良乃親とナリつと中を參河の國を
のんよき略中多氏ナリと東國より
とめり、証表將軍のいよ法國に摠追捕使と
なりとんと証表將軍にかたきありと
ゆらきとを注かく東國のつとめ

園太曆云文和二年九月卅日此間八幡宮
有種々怪異云々又聞西國以外蜂起直冬
給南方綸旨奉惣追捕使事又諸國守護已
下事任承久已前例可執行之旨勅許云々
又東國同蜂起世上猶定難落居歟但例浮
說歟

按追捕使押領使を以て之を以てし
きりくえり武家與隆の故新小役也

はさしは是あひされと詰ふ一圖に

冬鎌倉の右幕下にたりしは
西官記に詰國追捕使歳内武奉

而宣外國以國解申官賜官符押領使同之あり
朝野奉或にも追捕使押領使の意を中法に
解と或るもつて武家創業以来の制なり
初に家とく此字乃威と設

られし左の國々々謀叛の者あり時又は盜賊
蜂起ふよのたりに武勇の意あり人々此司
定補しむむと追捕乃は又是り一也或は
さる事かくても常に静かきふ國に

心すす此威とさすし一不もあま又國の司く
 つく押領使と兼ふる國もあるし一あるを
 威掌の檢制とさすしあるも其の行を檢非遠
 使の使をたはるる事なりし一夫は追捕
 使といひしと想字いとてさるるありさるる
 一郡一府と改まる押領使追捕使もあり又
 一社一寺は限らざるもあるとすし一
 司をあるし一國を統ふると想追捕使と稱ひ

事は心く行ふにあり

 爲於此範圍想追
 捕使とありあれ武家奥より其の事あり又平
 氣お法按察使小判官とありし一何事かや能は
 ると思はれありし一府におよび對面ありし九九
 國の想追捕使は追捕するに法は陽南海に
 ついてありしと欲けし一方の法は免じもかきしす
 かにしとありしれきとありしと念を考てそ
 以想追捕使といふ威
 事わたりとありし一
 豫念殿を檢とさるるに
 及むとて奏請のまに各國の想追捕使と
 名する事とゆふさるる一は西家人名とあり
 これより捕使し各國と名護とすし一は事と

ありてはさしなむ其稱と古後に改めし

ありてはさしなむ其稱と古後に改めし

ありてはさしなむ其稱と古後に改めし

ありてはさしなむ其稱と古後に改めし

ありてはさしなむ其稱と古後に改めし

吾妻鏡より治二年二月十日丙子親長自京赴西京
奥下囚人播磨國惣追捕使芝系を所長保是系時
与黨也廿二日戊寅推問長保申云依為播州古後郡
彼吹卷維致存者敢不與叛逆云々あり云云古後
の外事は云々ありの惣追捕使あり云々云々二年乙
未の八月内入諸記より列高朗園に記後若司某云云

状ありてはさしなむ其稱と古後に改めし

状ありてはさしなむ其稱と古後に改めし

状ありてはさしなむ其稱と古後に改めし

状ありてはさしなむ其稱と古後に改めし

状ありてはさしなむ其稱と古後に改めし

状ありてはさしなむ其稱と古後に改めし

惣追捕使と稱とありてはさしなむ其稱と古後に改めし

將軍とありてはさしなむ其稱と古後に改めし

あなまきり、いふ持院殿も法國也追捕使た
ら心にと金たし是利也冬も其職し浦を
あふるとす此こもいふきり外も一も

守護

長門國守護職次第云長門國平家以徃守
護職元者號押領使職

吾妻鏡云元暦元年三月廿日己酉今日大
内冠者惟義可為伊賀國守護之由被仰付

之云云元治元年十月廿八日

又云文治元年五月廿三日丁巳參河守範

受二品之命為對馬守親光迎可遣船於對

馬島之處親光為遁平氏攻三月四日渡高

麗國云仍猶可遣高麗之由下知彼島在

廳等之間今日既遣之當島守護人河内五

郎義長同送狀於親光是平氏悉滅亡訖不

成不審早可令歸朝之趣載之十一月十三

日辛卯因幡前司廣元申云世已澆季梟惡者尤得秋也天下有叛逆輩之條更不可斷絕以此^此諸國交御沙汰每國衛莊園被補守護地頭者強不可有所怖早可^下令申請給云く二品殊甘心以此儀治定廿八日丙午補任諸國平均守護地頭不論權門勢家莊公可充課兵糧米^{段別}之由今夜北條殿謁申藤經房卿

百練抄云文治元年十月廿八日源二位依

申請可^レ令補諸國守護之由被^レ下院宣云々

彼代官北條四郎時政上洛^{按前引下の吾妻}

^{十一月の候} ^{あふる}

吾妻鏡云文治二年三月一日己卯諸國被

補惣追捕使并地頭内七箇國久北條殿被

并領畢而深存公平去頃上表地頭職^{中略於}

時政給七箇國地頭職者各為^下令遂勸農候

可令辞止之由所令存候也於惣追捕使者
彼凶黨出來候之程且為承成敗可令守補
之由所令存知也三年二月九日辛巳有大
夫屬定康關東之功士也彼近江國領所平
家在世之時者称源家方人被收公滅亡今
又守護定綱為兵糧米點定之依之企參上
募申有勞之間停止旁狼籍如元可領掌之
趣今日被仰下

長門國守護職汝第云土肥次郎實平號惣
追捕使佐、木四郎左衛門尉高綱自大將
殿文治二年給之七月十三日下國號守護
職佐、木太郎判官貞綱高綱舍兄守護代甥橘
次公久
吾妻鏡云正治元年二月六日戊辰羽林殿
下去月廿日轉左中將給同廿六日宣下云
續前征夷將軍源朝臣遺跡宜令彼家人郎

從等如舊奉行諸國守護者十二月廿九日
丁亥以小山左衛門尉朝政補播磨國守護
職畢任國家人等相從朝政勤仕内裏大番
惣可致忠節也朝政可沙汰事者謀叛殺害
人事計也相交國務不可成敗人民訴訟凡
觸事不可煩國中住人之旨被仰合云云
又云承元三年十二月十五日乙亥近國守
護補任御下文備進之其中千葉介成胤者

先祖千葉大夫元永以後為當莊檢非違所
之間右大將家御時以常胤被補下總一國
守護職之由申之三浦兵衛尉義村者祖父
義明天治以來依相交相換國雜事同御時
檢斷事同可致沙汰之旨義澄承之訖之由
申之小山左衛門尉朝政申云不帶本御下
文曩祖下野少掾豐澤為當國押領使如檢
斷之事一向執行之秀鄉朝臣天慶三年更

賜官符之後十三代數百歲奉行之間無片
時中絕之例但右大將家御時者建久年中
亡父政光入道就讓與此職於朝政賜安堵
御下文許也取非新恩之職稱可散御不審
進覽彼官符以下狀等其外國又帶右大
將家御下文訖縱雖犯小過輒難被改補之
趣有其沙汰向後殊不可存懈緩之由而
被仰會

同脫漏云安貞元年閏三月十七日丙申諸
國守護地頭所務之事貞應二年任御下知
狀致沙汰市津料供給雜事赤銅等事可停
止守護所張行事已下條被觸仰
吾妻鏡云寬喜三年五月十三日今日有被
定下條先諸國守護人者大犯三箇條之
外不可致過分沙汰檢非違所者廻寬宥之
計可專乃貢勤之由云

東寺文書云東寺御領若狹國太良庄雜掌
 重言上云、尚地頭親父若狹次郎重言侍
 忠康建久六年補任尚國守護正治二年遠
 敷郡三方郡被補二郡也地頭之時大番勤
 仕之難於人吏右仕之外無別煩建仁三年
 出羽首司家長遠敷郡因給九箇所地頭良
 庄此十七箇年雖令知行云煩承久二年
 内也次郎治清入道忠康守護地頭共以返給

之其時尚地頭舍先云侍尉忠時大番勤仕
 之是又人吏右仕之外無煩三代之例如此

云々 按一國の守後も亦云國內の地頭乃爾
 中給るべき事の地頭を兼りし、本文に依り

貞永式目云諸國守護人奉行奉右右大將

家御時所被定定者大番催從謀殺殺人

附夜討法盜山賊海賊等事也而至近年分補代官於

郡郷充課公事於莊保非國司而妨國務非

地頭而貪地利所經之企甚以無道也抑維
為重代沙家人等當時之所帶者不能強僅
氣又所不司莊官以下假其名於沙家人
對捍國司領家下知之如然之輩可勒守
權所設之世縱維令一切不可加催

吾妻鏡云嘉禎二年十月二日丙戌六波羅
飛脚參著申云自去月中旬之頃南都蜂起
搆城郭巧合戰六波羅遣使者雖相省孫倍

增云々五日己丑被經評議為鎮南都騷動
暫大和國置守護人沒收衆徒知行莊園悉
被補地頭畢又相催畿内近國御家人等塞
南都道路可止人之出入之由有議定被撰
遣印東八郎佐原七郎以下殊勝勇敢壯力
之輩衆徒若猶成敵對之儀者更不可有優
恕之思悉可令討七云々又南都領在所悉
不可被知食之處武藏得業隆圓密々與其

注文於佐渡守基綱就送進關東被新補地
頭云、六日庚寅大和守護職等御下文被
遣六波羅云、十一月一日甲寅六波羅飛
脚參著南都去月十七日夜破城郭退散是
於所領被補地頭被塞關、間失兵糧之計
難聚人勢之故也云、十三日丙寅六波羅
飛脚到著南都峰起落居自去二日僧綱已
下歸寺關寺門行佛事云、十四日丁卯南

都事有沙汰衆徒靜謐之間止大和國守護

地頭職如元可被付寺家云、

按、これより後、是
利家の時、まも

大寺院一宗院ある勢より、大和一國の事と與
福寺より沙汰せしむる他の由、佛寺より一國と成
敗せしむること
いささか之

又云寛元三年二月十六日辛巳諸國守護

人沙汰事有其定西國守護奉行事於鎮西

者依為遠國不相鎮狼藉之間任右大將家

御時之例可致沙汰之由可被仰遣六波羅

云云

新編式目追加云西國守護人奉仍事終法

西若依舊遠國不相換根藉之間任大將家

涉時之例可致沙汰之由被保下是如不可

依涉式目其外西國若任被定至之旨可致

沙汰之由可令下知給也寬元二年五月九

日相摸守殿武藏守判 按前引る吾妻鏡と此文

九國此も後人の真承の制より 舊例のまふ沙汰と

枕弁親寫奉ニ
和六如字ノ上下
各教字ヲ隔ク令
連寫シテ不可依
中或目ト一旬トス
ルニ違ナリ

一 揮ハ朱ニテ
寫スニ

吾妻鏡云寶治元年十一月廿七日丙子畿

内諸國守護地頭等所務事有散乱子細之

由依令風聞今日有其沙汰所被仰遣六波

羅也其詞云諸國守護地頭等遂内檢責取

過分所當之間難令安堵土民百姓事就國

司領家目錄可致沙汰之由可相觸守護地

頭云云

又云建長二年三月三日己巳今日諸國守

云云

新編式目追加云西國守護人奉行事於法

西若依為遠國不相換根藉之間任大將家

涉時之例可致沙汰之由被係下是如不可

依涉式目其外西國若任被定至之旨可致

沙汰之由可令下知給也寬元三年五月九

日相摸守殿武藏守判按前引吾妻鏡と此文

九國此守護人其貞永の制より舊例のまふ沙汰と

枕辨親寫奉ニ
和六如字ノ上下
各教字ヲ隔ク今
連寫シテ不可依
申式目ト一白六
ルニ違フ

吾妻鏡云寶治元年十一月廿七日丙子畿

内諸國守護地頭等所務事有散乱子細之

由依令風聞今日有其沙汰所被仰遣六波

羅也其詞云諸國守護地頭等遂内檢責取

過分所當之間難令安堵土民百姓事就國

司領家目錄可致沙汰之由可相觸守護地

頭云云

又云建長二年三月三日己巳今日諸國守

護檢斷事有其沙汰殺害事如守護人等申
者可請取其身之處郡鄉地頭等擗進六波
羅條無謂云々如地頭等申者擗渡守護所
之處不論輕重即放免之間還而依有其煩
呂進六波羅云々就之被仰遣六波羅云守
護成敗事被定置諸國之間可被加下知但
地頭等中若致無道者守護人者就訴申尋
明可被注申殊可有御沙汰地云々

新式目云弘安七五廿七許一就犯人在所
可斟酌事於本所一圓之地若可若波犯人
之由可相觸被所若不叙用者可注申事
至關東所分所守護之侍雖無先例於今
度者可致其沙汰一獄舍事一官食事一兵
具事以上之各條為守後役可致沙汰
貞永式目追加云弘長新制云可作諸國守
護地頭等令禁新海陸盜賊山賊海賊夜討

盜類事諾國守護地以爲可致其沙汰之
子細被裁或目訖而不沙汰之由依有其聞
如此惡黨多不可見限聞限之有難被下起
情文於沙家人等以不斷絕之早始因
國守護下之地頭殊可加懲肅此上於惡
黨蜂起之由於有之聞而止者云守護之地
頭可治政補之職矣守護人志三ヶ條之外
不可被之之分之沙汰若背此式目相違有條

事若或國司領家之訴訟或就地以古氏之
然勢非法之至爲厥然志治政不常之職可
補預便之輩也又至代官可定一人也結解
雖以之輩志任申請負數可成敗於對捍志
重以使者尋問實否未決之条無所適志可
改所職但於沙汰志早速可致沙汰至之分
去三ヶ年中可辨沙汰也於背此旨令雖以志
可被改所職也弘安七年

按本書月リとのせさ
是も新式目よりく

考ふべきことこれ昂ら安
七年六月廿七の御定書

増流云 くわにれい ちりーとあるのちやうとも

毛記乃福その風とあるをよみし

比をよみ名けしとくくもよみ

の目代とよみしとよみし

乃まひしとよみしとよみし

あそふとよみし

太平記云 武家繁 元暦年中鎌倉ノ右大

昌條

將頼朝卿追討平家而有其功之時後白河

院叡感之餘ニ被補六十六箇國之惣追捕

使從是武家始テ諸國ニ守護ヲ立莊園ニ

地頭ヲ置 中略 朝陽不犯トモ殘星光ヲ奪ハ

ル習ナレハ必シモ武家ヨリ公家ヲ蔑如

シ奉ルトシ セツ腕スルカ 毛ハ無シトモ所ニハ地頭強

シテ領家ハ弱ク國ニハ守護重シテ國司

ハ輕シ此故ニ朝廷ハ年々ニ衰へ武家ハ

日不ニ盛也

按已上廿一條ニ鎌倉
將軍家の時乃ち後より

元弘元年

梅松福云保元平治治承より以来武家の治法と

して改勢と恣に勢一かき元弘二年の今と

乙下一統を成し古を免つり一きまき若の由を

断ると是若天曆のしうしに之ゆゑ武家の安寧に

比至福壽一しりし徳國ふ必司少後と定

卿相雲霧各も位階下元弘より新定より目

が度より一治政あり

太平記云諸大将先大功ノ輩ニ抽賞ヲ可

被行トテ足利治部大輔高氏ニ武藏常陸

下總三箇國舎弟左馬頭直義ニ遠江國新

田左馬助義貞ニ上野播磨兩國子息義顯

ニ越後國舎弟兵部少輔義助ニ駿河國楠

判官正成ニ攝津國河内名和伯耆守長年

ニ因幡伯耆兩國ヲ以被行ケル其外公家

武家ノ輩ニ箇國三箇國ヲ給リケルニ廿

赤松入道圓心ニ佐用莊
一所計ヲ被行播磨國ノ守護職ヲハ無程
被召返ケリ世ハ建武ノ亂ニ圓心儀ニ
心替シテ朝敵ト成シ此恨トノ聞江
其外五十餘箇國ノ守護國司國ノ關所
大莊ヲ悉公家被官ノ人ニ并領シケル
按テリ某國と云ふとあるハ
諸國朝敵
又云 蜂起條ノ備前國住人兒島三郎高德

カ許ヨリ早馬ヲ立テ申ケルハ備前國ノ
地頭御家人等吉備津宮ニ馳集テ朝敵
相待處ニ淺山備後守備後ヲ國ノ守護職
ヲ賜テ下向スル間其勢ヲ并テ同二十八
日福山ニ押寄責戰シ日高德カ一族等大
手ヲ責破テ己ニ城中ニ打入ル云々
長門國守護職次第云輔大納言殿守護代
山田入道千惠

若獲國守護職次分云山名伊豆古時氏父
和二年七月官方了但同亦七月歸
洛了按已上二條云云家より補
本在卜守護職事也
建武式目云諸國守護人殊可被擇改勢忽
用更如當時志慕軍忠被補守護職歟可被
行恩賞者可充給莊園守護職若上古之
吏勢也國中治否只依此職尤被補後用
者可叶格氏之義乎建武式目卷之九
論守護國

同進加云諸國守護人奉建武式目卷之九
論守護國

大進房右波補守護之本意為治國安民也

為人有德若仁之為國無益若可改之處或

暮勲功之賞或稱譜券之職押妨寺社亦不

願受願不之地以職領之軍士充以家人之

條甚不可然因守貞永式目大犯之箇條之

外不可相倚安近年不叙用引舟等之奉書

不及請文徒涉旬月多累催促愁聲之輩不

河勝計改道之遠礼職而由新仍就遠策
科條須有改定之沙汰矣
太平記云 公家武家榮枯易地條 前代相換守之天下
ヲ成敗セシ時諸國ノ守護大犯三箇條ノ
檢断ノ外綺ノ事無リシ今ハ大小ノ事
共ニ只守護ノ計ヒニテ一國ノ成敗雅意
ニ任スレハ地頭御家人ヲ郎從ノ如クニ
召仕上寺社本所ノ所領ヲ兵糧料所上云

押入テ管領ス其權威只古ノ六波羅九州
ノ探題ノ如シ
又云 秀詮兄弟討死條 攝津國ニ不慮ノ事出来テ
京勢若干討レニケリ事ノ起ヲ尋ヌレハ
當國ノ守護職ヲハ故赤松信濃守範資無
二ノ忠戰ニ依テ將軍ヨリ給リタリシテ
範資死去後嫡子大夫判官光範相續シテ
是ヲ拜領ス而ルヲ去年宰相中將義詮朝

臣五畿七道ノ勢ヲ率テ南方ヲ被責時光
範カ軍用ノ沙汰毎事不足ナリト將軍近
習ノ輩共ツフヤキケルヲ佐ニ木佐渡判
官入道道譽能次テトヤ思ケシ南方ノ軍
散シテ後光範差タル咎モナキニ攝津國
ノ守護職ヲ可被召放由ヲ申テ則我恩賞
ニソ申給ハケル

又云清氏叛加賀國ノ守護職ハ富樫介建
逆條

武ノ始ヨリ今ニ至ル迄一度モ變スル
事無シテ而モ忠戰異他成敗依不暗恩補
列祖ニ復セシヲ富樫介死去セシ刻其子
未幼稚也トテ道譽尾張左衛門佐ヲ掣ニ
取テ當國ノ守護職ヲ申與ントス細河相
摸守是ヲ聞テサル事ヤ可有トテ富樫介
カ子ヲ取立テ則守護安堵ノ御教書ヲソ
申成ケル

又云 山名京兆被 御方條 ケニモ此人御方ニ成十

ラハ國ハノ官方力ヲ落スノ...

國モ又可無為トテ近年押ヘテ被領知ツ

ル因幡伯耆ノ外丹波丹後美作五箇國

守護職ヲ被充行クハ時氏父子ノ榮花

時トラ又春ヲ得夕リ...

花營三代記云應安元年六月十七日寺社

本所領事 中略 以本領誤被成御下文地事被

充行替之程先本所与給人各半分可為知

行不可有守護人之綺矣

鹿苑院殿御元服記云禁裏進物事 後日有其沙汰

被進 砂金百兩 兩分本法 太刀一腰 皆 鞍馬

一足 鹿毛切付唐皮當日御 御使 能直持禁

裡御進上金代等諸國守護役 按永享元年舊

時禁裏ハ金代ハ法國守護

東寺文書云守護方催促狀案 正守 南方在

陣ノ召人吏人車為雇分可被沙汰也非

安宗六方信由日仍執達也件永正元年七

月廿五日按正當後殿と云護代小守護

後愚昧記云永和四年十二月廿三日傳聞

紀州守護山名修理大夫補之美作國相兼

知行也類傳云

明德記云山名陸奥守小林ヲ呼テ宣ケル

若軍利有争フヘキ人思ルヘカラス

御分執事ノ職ニ居シテ每事ヲ申沙汰シ

給ヘト宣ラレケレハ小林良有テ申出四

ハ當家ノ御事ハ先年御敵ニテラセ給夕

リシカトモ御後悔有テ故殿御歸參ノ後

御一家ノ間ニ十一箇國ノ守護職ヲ御拜

領人ニテテハ諸國ノ御領共幾千万ト申

限モ候ハス是等ハ皆御所様ノ御恩ニテ

候ハスヤ云々

又云奥州四箇國ノ守護ニテ坐シカハ恩
顧芳志ノ若黨ノ外ノ家ノ被官外ルモノ
計二万人モ有リ以テ軍難儀ニ及ビ
以テ一人モ供マセサリケル言ノ葉モ
無ウタテサヨ略中此奥州丹波一國ノ守護
名リシ時モコソ有リツラメ今ハ四箇國
明管領下シテ何事ノ不足サニ此謀及思

立ケント申ニ貪クシテハツラハサルハ
有トモ富テヲコラサルハ無ト云理リト
覺エタリ事ニ觸テ惡事ヲノミ振舞給シ
カ共公方ヨリ補任ノ守護ナレハ恐ラ成
申テ欺人モ無リシヲ我權勢ヲ憚リテ世
ノ人オツルソト意得テ今度ノ大逆ヲ企
ラレシ心ノ程コソ短慮ナレ略中近國ノ事
ハ申スニ及ハス中國西國一時ニ亡テ新

補ヲ守護何レモ眉ヲ開シハ希代ノ不徳
議ト覺エタリ
又云畠山右衛門佐ノ兵ニ能登國並住人
ニ熊来左近將監高田兵部丞同民部丞三
人ナリ近年ニ所懸命ノ地ニ離ラ牢籠ノ
身ト成リケルカ當國ノ守護ニテ坐シケ
ルハ右衛門佐ノ方ニ名字ヲ懸テ在京ニ
テ有ケルカ云々
栴檀家人も亦老も舊領と云ふ
るは丹波の家人と云ふこと

文
記

又云明德三年正月四日今度ノ關國共諸
大名ニ任ラレケル畠山右衛門佐基國ニ
ハ山城國細川右京大夫頼元ニハ丹波國
一色右馬頭滿範ニハ丹後國赤松上總介
義則ニハ美作國大内權大夫義弘ニハ和
泉紀伊國兩國ヲ拜領シ山名宮内少輔時
昭ニハ但馬國右馬頭ニハ伯耆ノ國佐八

本治部少輔高詮（平）隱岐國出雲二箇國
又給又一色左京大夫詮範（平）小國藤守
護ヨリモ大莊（平）恩補（平）シカニ力以テテ若
狭（平）國在所稻積ノ莊勲功ニ賞トシテ行
ル凡守護之事（平）先代ノ職多リ此在所
事ハ分國ノ内ノ大莊十ニ間殊ニ畏由ヲ
申升（平）此ノ事ハ先代ノ職多リ此在所
東寺文書云東寺領山城國強松東庄卷所

奉仁去大月七日佛教書（平）有退中御門家
相雜（平）可被沙汰付下地於寺家雜（平）家之狀
如件應永廿六年十二月廿七日三方山城
入道及花押（平）押紙云侍所一色左京大夫義
守護代（平）範于時山城守護○按三方氏之
建内記云正長元年十月十九日兩奉行清
泉守秀定齋為御使入來内宮役吏（平）上米攝
藤加賀守津丹波讚岐三箇國事依守護故右京大夫

入道道歡他界被憚禁忌去年以來延引了

新記云云

李瓊日録云文正元年二月十七日湯山湯

沐御暇之夏伺之即免許之由被仰出仍途

中警固之夏依攝津國守護於細河右京大

夫殿方被仰付也

土岐家圖書云當方へ湯龍も後此時慈照

院殿御成り之親也之夏能之使事申所及

下さる也云々之夏領事三ヶ國の守護職を

毎年の事成り毎夏百貫也尚方は今濱州

一ヶ必也云々是之也云々

曉川親元記云文明十二年七月十日癸未山

城國守護職事なる所料所出代官侍所赤松友

兵初少之被仰付し仍守護代職事ハ亦同代

浦上貞作也則之可也中村ハ中村也

宇津山記云卅余年の事云々

お前をわたりて田舎より行くは、
神もあはれと云ふに、紙は書置候
乃山止むに能く、同情と頼則
國牧野古白介瑞 城之 隠者さして、
人のあはれと云ふに、小野の原、
とりのしをあらはし

大雑帯真記云天文九年二月九日行事括
行各一紙紙をて明後日より内門役事候也

あるに、お前をわたりて田舎より行くは、
紙に也、想別和承書置候、
二月三日、早お勤りの事、
内門の事、今月中お勤り、
内門役事候て、
年五月十二日能く守備、
くは、
上は能く、

の事... 今... 職...
此... 日... 佐...
常... 與... 所... 護... 代

東亂記云 小弓御所 發向條 其頃上總國ノ守護代

武田豊三真里谷三河守ト同國ノ侍原ノ
次郎ト云者上總ノ小弓ノ城ニ在城シテ
所領ヲ論シ合戰度ニ及ビテ九是ハ下

総守護人千葉介カ家来ナシハ千葉勢ヲ
加勢ニ請テ武田毎度討負ケルハ
樵語治要云當時の守護職ハ... 乃必司
... 孫... 傳... 知... 行... 事...
... 十二法... 侯... 武... 乃代官...
... 例... 定...

たは河法とゆりかきある海軍のわいせつ
ひとがきとよふ事君此節とほり下は
梅氏の仁と施して廉むのはまことあせのきこえ
陰徳の行末代よりほさる実をよむけひ
花とふ孫よつとよきよやとすれは道と
まゝ極悪とほきとよふ事返く志東るに
あはれは自ら永此武目よ武名國司領家乃訴
海軍たり我の地改ち民の懲替よつとを非法の

いふ是然ありて不常は職とありたてて積
便の輩よ補定べき也又建武の法よえさ後
職に上古の吏務あり玉中の法君たる世職よりか
む意用よ補定られ梅氏の義よけしき強とら
武條のこころありぬまことひ人とえさるる
を職に補定るるさよとえたるやとら
ふ當時の補定く上裁もわらひ下知も
さうとけいはいまふ權威とわく他人の取柄と

押領一馬一馬とわすみ欲をくすむ事
さしあつて事かあつてゆつたあつた
其用の事の本と人の数とわすれぬ
のつてあるつたせつそつとつて人の
らつとあつた事かあつたの押領とつて又
人数のつてき事とつてつてつてつて
あつたつてつてつてつてつてつて
つてつてつてつてつてつてつて

あつた事の本と人の数とわすれぬ
事かあつた事かあつた事かあつた
是利將軍家の
護職なり

塔川親元記云文明十年四月十日壬子山城
國守護職事管領富山殿
七月十八日戌宮城別支護職及富山法利物名
自布施台志一可也之由申込事あり
賀越闘諍記云 從大坂越前守 去程二桂田
護職居置條

畠田滅亡シテ後越前國ハ大坊主衆一揆
等カ進退スヘシト思慮大坂ヨリ下間筑
後守ヲ越州ノ守護ニナシ杉浦法橋ヲ大
野ノ郡司トシ下間和泉守ヲ足羽ノ郡司
卜定七里三河守ハ上郡府中邊ヲ進退セ
リ云々

多聞院日記云天正二年二月廿五日去廿三日
坊九郎左衛門高國ノ守護ニ任ズル事先

代末少ノ代也ハ一國別ニ寺社滅亡ノ事究法也
云々四月二日伴源格為ヨリ取ル對面了坊
九郎左衛門入魂高國ヲ護ハ大旨一定也云々
惟任征伐記云惟任哈躰之侍丹後國守護
長岡兵部大輔藤孝大和國守護筒井順慶
京都之趣令注進
柴田退治記云美濃國守護池田紀伊守之
助越前一國加賀半國守護惟任五郎左衛

門尉長秀能登一國加賀半國守護前田又
左衛門尉利家越中守護佐々内藏助成政
丹後守護長岡越中守忠興丹波守護羽柴
御次丸秀勝播磨但馬守護羽柴美濃守秀
長因幡守護宮部善治坊繼潤備前美作守
護宇喜田直家者先年播州別所謀叛之刻
背西國秀吉一味國之危度雖及度以無
二覺悟成入魂依之直家遠行之後召出嫡

男賞聲君分名字號羽柴八郎秀家分國之
外所々賜領知者也

天正記云 秀吉智則 其時越後の守護長尾在

平次秀吉よそとてふかゝり とて下よそとて

う人あらとそり五月八日あつち平次守

かいりしを

按守護のつとむ古乃追捕使押領使等乃

職掌に當るとして脱去前條に述べて

文治元年上原金殿の奏請の事にてさして是て
 法國一同の熱追捕使と云き地頭と浦と
 ましりて天下の男一毛とりの地を武家の
 手にあはしめぬにふくねを思さく我証なく
 熱追捕使の名とありたれども後と称はれ
 ごとくに定むる事あり
和文小引の書院文治
元年同二年同三年正治
 元年等の文とてく知るべし又長門ふく後職治守に
 土肥実平を熱追捕使と稱し作し本を信より未
 だ後職ありとも
 但ことより常に毛西郡と云
 毛西郡あり

米らふるを後といひしものありと
 此時はく使に候く熱追捕使の名と廢し法
 國悉くを後と改めしあり
吾妻鏡
治承四

年十月廿一日の安田三郎義定乃守護遠江守
 光をとり元暦元年二月十八日播磨作保前
 由中備後と云ふ國京時實平を守護可令守護
 言くとありこれら四しき名目とありされども守護の稱
 此時始まりし京時實平の件にみゆの熱追捕
 使ありし文治元年四月の所をみされ熱追捕使と
 守護といふ事もありあり又元暦元年三月
 かりし大内冠者推義可令守護國守護と云
 これらの文小引にも元より某國かく名と改めし
 守護といふありとあり

一、若くは捕縛し、もつひにわく武家の被殺者ありぬ
 押領使惣追捕使をとり、あるとき、いふ
 ころ、凡そ獲と補をきり、に二義あり、一は
 勤功あり、二は賞なり、て補をせしむる
 一、古文治より、日本主國の惣追捕使をこし
 押領使惣追捕使あり、ゆは、は家人より
 する、と、そのまゝ、当獲よる、きり、ころ、
 元二年十二月十五日の條より、既、に本文より、いふ
 こと、の、ころ、は、玉の、舊家、より、もの、所、家人、より、ころ、本

百五
 院永

國の、も、獲、よ、補、を、せ、し、む、の
 あり、は、玉の、系、譜、あり、ゆ
 同、一、は、き、り、る、は、凡、そ、獲、の、職、掌、に、檢、對、と
 い、ひ、と、は、か、い、り、漏、れ、る、と、豫、念、右、大、將、家、乃
 時、定、然、と、き、り、一、は、大、番、役、の、任、從
 其、後、は、玉の、
 二、は、條、と、當、務、と、と、き、り、は、は、強、盜、而、竊、盜、山、賊
 海、賊、等、の、捕、り、と、い、ふ、は、は、又、軍、役、あ、る、時、
 國中、の、地、以、は、家人、と、從、一、は、玉、氏、と、夫、役、あり、て

玉の、地、以、は、
 家人、と、從、一、は

を申しとすべしと申すは是れは是れより文治の
制めたる田租田よりあるに別する所の言糧米
に地元の収納しつゝも護に預らざることを罪なる
事ありきとて貴より給はるべき料と國中に充課
せしめ給はるるに是れ郷庄保の長に
あかき事なり。田水式目より充課公事於庄
保と申すは是れなり。前よりいひし如く定り言糧
米と收むること免ふ事なきに是の庄郷庄地

元の願職ある時守護する所の言糧米
の爲に屋敷に是の地職と稱するもの
はあり。鎌倉殿の時御免の程に時より後人を
改補するに必ず職とせしむるに是れ
ぬんあり。是れをくるとかく世職のことに
まじり給はるるに罪あり。是れを放たるるに
建武の事よりあるに是れなり。是れを建武
一統の世とあり。時より是れ武家のからり

法皇の守護國司に補任をなすべくも
なく是利殿を権をともして武家より守護
と名をききしにまじりては彼と名を守護二
人ありあもいりて戦軍絶つ事ありし
四十餘年と経て南無一統よ海より
兵又武家よりいりて守護と名をききしに
元二々玉之ヲ玉の願す種もゆゆに國
の守護なる人の志ありしに中世に及

家書より抄るるに
護各在玉し幕府の令に從をせりし
よりふ此地既由家人よりありて守護の家人
とありしに守護の輩に今の世の大名乃こ
とこもたれありしに
但天正の末中世に國士として
全守護の家人よりありしに
若もまありしに守護にありしに
守護の家人とありしに
ありしに守護地の職掌ありしに
一變して各守護家此法度より何と幕府

の命とさる事絶果つて刺織田胡念之好
も其家初きの如きことありしりまもも護代服代
乃頼ふりし、勢よ宗しつゝ、其家の國と奪む
るつゝ一國の守護とあつて、其家もつゝ、
危つゝすこれより幕府の勢威とを制する
こと能くするの如き返とるその力とる、
のせとありし、え彼輩は、請ふ任とるありぬ
節の輩とも、其家の守護とるべき命と下り

多しといふこと、武家の古法、悉く廢絶せし
織田豊臣の時より、天下の舊族を
滅びて、其家の輩國をたありし、
國政法度いりあつた、是も守護といふ稱の
ありし、其家とあり、其家とあり、
守護の稱といふ、其家とあり、
其家とあり、其家とあり、

半國守護 又稱半守護

大豫章記云右大將賴朝卿御書曰伊与國道
後七郡事為守護職可有管領道前更者申
付佐木三郎盛綱候也諸事申合可有沙
汰候得能冠者事者勿論也恐謹言元曆
二年七月廿八日河野四郎殿賴朝然所九
郎判官殿被失故通信同心ノ由ヲ被訴籠
籠喜多郡ヲ以テ梶原平三景時ニ賜守護
ヲハ盛綱ニ被補畢又梶原被失時以的矢

景時ヲ射夕リシ勲功ニ依テ宇津官賜之
然共文治五年奥入合戰ノ時阿津賀志山
ノ先陳懸夕リシ軍功ニヨリ奥州三ノ迫
ヲ給リ亦為喜多郡替久米郡ヲ賜ル建治
又半國守護職ヲ給ル元久元年閏七月御
家人卅六人ヲ管領建曆三年新居郡西條
莊ヲ賜建保六年一國ノ守護ニ被補了
相馬家傳云陸奥國東海道守護事小山出

羽判官可致沙汰之状如件觀應二年十月

廿六日相馬出羽守殿右京大夫按右京大夫は奥州一方

願去良身家よりいづくにいづくに陸奥の内海に居るの守護職より陸奥のいづくに大國より加よわくよ守護とされしより是を全く申國を護よありこれともその類よりとりて左よのと次の條にれよ守護とす

又云海道四郡守護事先國司御時被充行

之然者今度寂前令致忠節給者如元不可

有相違之状如件正平六年二月十三日相

馬出羽前司館花押按これに羽判官の字あり合をらより守護職よりあり

安二年より足利家よりある守護職より合をらより
それより東海及び四郡守護職より例可致沙汰之
とあり馬出
後之事あり

康富記云文安四年五月十七日戊申或仁

語云加賀國守護職夏富樫次郎童名龜 幘丸并

叔父安高兩人半國充可知行之由管領之

沙汰落居云々

應仁記云赤松家 傳條赤松次郎赦免事子細有

へし中略嘉吉ニ雖行治罰今度勅許有テ寛

宥也政則五歲長祿三巳卯年赦免綸旨ニ
御教書副ナレハ先關國ナレハトテ加賀國
半國綸旨ニ御教書ヲ添ナレハ被成下ケリ
奇藤親基記云寬正六年十一月十日御邸
位方寮帳典侍御坊在綾綿絹等代沙汰分
中一細川阿波入御坊十九貫四百文和泉半
畧守護上後十五文代廿二貫
五百一細川刑部常有一留櫻鶴童
文常上後
十丈代十一赤松次郎法師同赤干時加
云爲文賀半國守護云々

十二日午刻若君義尚御誕生中臺 御着所細

川刑部常有一常有一泉別中作事以下法事支

守護水長沙汰也

應仁記云洛中大冠木門ノ武士方ハ讚州

相摸土岐京極能登美作兩大夫備中守護

因幡守護和泉兩守護淡路守護云々

江濃記云作之本由家惣領定徳此子孫江州の

家督と爲り中に是定徳の一男廣徳承久

龍身院方に有し、いふは身位信徳周東より責
上は忠功は頼ふらう、こをいふは補任し、忠
頼と信より、信徳の子息春徳父の跡と信をいふ
小補任より、今の六角の先^元祖是也と倉分對する
守氏信より、將軍此をいふは、今北条極厚、乃
元祖是也、元弘の礼より、忠頼の六角方、六波羅の
信從より、いひ、戦功精實と、いふ、場所、時、の
戦功より、系、跡の、跡、人、小、系、い、い、え、を、見、わ

おは、成、止、免、し、子、息、氏、頼、名、代、より、い、ふ、系、加
へ、指、す、も、も、又、系、極、家、より、信、後、入、り、道、卷、い
守、氏、の、北、條、方、より、い、ふ、は、不、忠、の、事、なく、殊、に
忠、頼、氏、の、跡、世、の、志、有、し、い、乃、四、督、の、事、乃、卷
老人、計、る、忠、頼、方、と、い、ふ、系、こ、り、い、い、る、系、い、と
守、氏、の、義、隆、々、二、代、の、將軍、よ、い、い、武、家、此、政、乃、と
補、任、し、子、孫、に、職、の、主、より、撰、り、は、系、極、厚、と、稱、し
近、江、國、十、二、郡、の、中、八、郡、と、い、ふ、角、方、知、り、し、五、郡、と

系極方より支配の徳年中より系極及又大名小
成り出雲原波能洋中國と知りし一勢熱願
系極方より支配の徳年中より系極及又大名小

播州征伐記云抑播磨東八郡之守護別所
小三郎長治對羽柴筑前守秀吉尋矛楯之
濫觴天正六歲三月之初秀吉承將軍之御
下知西國為征伐之備下向彼地之事長治
一味同心之故也

柴田退治記云越前一國加賀半國守護惟
住五郎左衛門尉長秀能登一國加賀半國
守護前田又左衛門尉利家
四國發向記云備前美作守護羽柴八郎秀
家播州西郡守護蜂須賀彦右衛門尉正勝
同小六家政父子黑田官兵衛尉孝高相加
上讚岐八島云々

按中國守護又中守護

Handwritten text in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to decipher but appears to consist of several vertical columns of characters.

明治十五年二月六日塙忠韶藏書ヲ謄寫ス

三級寫字

中村四郎二

同年三月十一日 八等掌記名倉信敦校



同平三月十一日 八葉草平時各會前送文

三點草 中林四節二

即於十五年二月六日 謝也時廣傳 謝也

